

# 泉佐野市グローバル人材育成支援金

## 令和 7 年度 申請要領

### 1 泉佐野市グローバル人材育成支援金の目的

この支援金は、本市の「国際都市宣言」の趣旨に基づき、グローバル人材の育成に寄与するため、高等学校等（※1）が実施する短期留学（※2）に参加する対象生徒（※3）及びその代表保護者（※4）を支援することを目的として交付するものです。

なお、この支援金は、本市への「ふるさと応援寄附金」のうち、「グローバル人材育成支援プロジェクト」を指定してご寄附をいただいた方々のご厚志を原資としています。

（※1）高等学校等 とは

- ・ 国公立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1 年次から 3 年次）
- ・ 私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程  
（学校の所在地は府内外を問いません）

（※2）短期留学 とは

高等学校等が教育活動の一環として長期休業期間等を実施する概ね 1 週間から 1 ヶ月程度の海外派遣プログラムのこと。

（※3）対象生徒 とは

高等学校等の正規の課程に卒業を目的として在籍し、当該在籍校が実施する短期留学に参加する生徒のこと。

（※4）代表保護者 とは

対象生徒の保護者のうち主たる生計維持者のこと。

### 2 交付対象経費

短期留学に要する費用のうち、在籍校又は在籍校が指定する企画・実施事業者に納入する費用に限ります。

※ 短期留学が決定する前に生じた費用、旅券（パスポート）取得費用、日本国内での事前研修費用、短期留学先での小遣い、通信諸費用等の私的活動に係る費用については、交付対象経費としません。

### 3 支援金の額

交付対象経費の総額の 2 分の 1 の額（千円未満切り捨て）とします。

ただし、10 万円を上限とします。

## 4 支援金の交付件数

交付件数は、20件を予定しています。

## 5 申請資格

支援金の交付申請ができる者は、高等学校等が令和7年度に実施する短期留学に参加する対象生徒の代表保護者とします。

ただし、代表保護者は、次の要件を満たしている必要があります。

### ■ 要件

令和6年1月1日以前から申込時まで引き続き本市に住民登録があり、申込時において納期が到来している本市市税に未納がない保護者

## 6 注意事項

- 過去に「泉佐野市グローバル人材育成支援金」の交付を受けた生徒は、申請対象としません。
- 海外への修学旅行や部活動の海外遠征等は、申請対象としません。
- 他の奨学金等の受給が前提となっており実際の費用負担を伴わない短期留学は、申請対象としません。

## 7 申請期間と申請方法

### ◆ 申請期間

令和7年6月5日（木）から令和7年6月24日（月）まで

### ◆ 申請様式

次の2つの様式の 原本（各1部）が申請に必要となります。

- ・「泉佐野市グローバル人材育成支援金交付申請書兼請求書」（様式第1号）
- ・「泉佐野市グローバル人材育成支援金に係る短期留学計画書」（様式第2号）

### ◆ 申請方法

上記の申請様式及び添付すべき関係資料（短期留学の行程や経費の記載があるパンフレット等）をひとつの封筒に収め、郵送（申請期間最終日の消印有効）又は持参してください。

## 8 支援金の交付決定

- ◆ 申請資格の確認及び申請様式等の審査の後、交付又は不交付を決定し、その結果を申請者

に対して、「泉佐野市グローバル人材育成支援金交付申請審査結果通知書」（様式第 3 号）により通知します。

- ◆ 申請件数が交付件数を超える場合は、令和 5 年中の課税所得が低い申請者を優先して、交付決定を行います。

この場合、申請者（給与所得者を除く）は、所得の多少にかかわらず、泉佐野市税務課又は泉佐野税務署において税務申告を済ませていることが必要となりますのでご注意ください。

- ◆ 「泉佐野市グローバル人材育成支援金交付申請審査結果通知書」（様式第 3 号）において、交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）には、その決定の日から 30 日以内に支援金を指定口座に振り込みます。

## 9 届出義務

交付決定者は、次の（1）から（4）のいずれかに該当するときは、「泉佐野市グローバル人材育成支援金に係る届出書」（様式第 4 号）を直ちに郵送又は持参してください。

- （1）支援金の交付を辞退するとき。
- （2）短期留学の期間又はプログラムが変更されたとき。
- （3）短期留学が中止となったとき又は対象生徒が短期留学への参加を取りやめたとき。
- （4）対象生徒が短期留学前に在籍校を退学又は除籍となったとき。

## 10 修了報告

交付決定者は、対象生徒が短期留学を修了したときは、「泉佐野市グローバル人材育成支援金に係る短期留学修了報告書」（様式第 5 号）の原本を直ちに郵送又は持参してください。

## 11 交付決定の取り消し

交付決定者が、次の（1）から（4）のいずれかに該当したときは、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

この場合、「泉佐野市グローバル人材育成支援金交付決定取消通知書兼返還金請求書」（様式第 6 号）により通知します。

- （1）「9 届出義務」に基づく届出を受理したとき。
- （2）虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明したとき。
- （3）支援金を他の用途に使用したことが判明したとき。
- （4）支援金の交付決定に付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。

## 12 返還

交付決定の取り消しを受けた者に対して、その取り消しに係る部分について既に支援金が交付

されているときは、泉佐野市グローバル人材育成支援金交付決定取消通知書兼返還金請求書（様式第6号）により期限を定めて返還を命じます。

### 13 郵送先及びお問い合わせ先

「7 申請期間と申請方法」、「9 届出義務」、「10 修了報告」に関する郵送先（持参先）は、下記のとおりです。

また、この申請要領についてご不明の点は、下記の担当までお問い合わせください。

なお、この申請要領及び申請様式は、

泉佐野市ホームページ ⇒ 各課のご案内 ⇒ 市民協働部 自治振興課

⇒ 国際交流 ⇒ [泉佐野市グローバル人材育成支援制度](#)

からダウンロードできます。

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号

泉佐野市役所 自治振興課 グローバル人材育成支援金担当

〔 電話 072-463-1212（代） 内線 2272 〕  
〔 FAX 072-464-6253 〕

※ 申請様式等を持参する場合は、事前に来庁日時等を上記担当までお電話ください。